

## 福祉用具専門相談員指定講習会 運営規定

### 第1条 開講目的

介護保険制度の円滑な運営に資するため、要支援、要介護にある高齢者に対し、質の高い指定居宅サービス実施を旨とし、必要な知識、技能を有する福祉用具専門相談員の養成を図ることを目的とする。

### 第2条 講習名称

特定非営利活動法人 さざなみの会 福祉用具専門相談員指定講習

### 第3条 事業所の名称及び所在地

名称：特定非営利活動法人 さざなみの会

所在地：宮崎県宮崎市清水3丁目7-12 アイビル2階

### 第4条 講習実施場所

名称：カクイックスウィング宮崎営業所 会議室

所在地：宮崎県宮崎市吉村町久保田甲906-1

### 第5条 講習期間

8日間（別紙①日程表をご覧ください）

### 第6条 講習課程

別紙②講習課程をご覧ください。

### 第7条 講習内容

50時間（講義45時間 演習5時間）及び筆記試験（1時間）

### 第8条 使用テキスト

@新訂 福祉用具専門相談員テキスト（中央法規）

@福祉用具サービス計画書 作成ハンドブック（中央法規）

### 第9条 講師氏名

別紙③講師一覧表をご覧ください。

### 第10条 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取り扱い

以下の要件を満たした受講生に関して修了認定を行い、修了証明書を発行するものとする。

- ①研修カリキュラムの全科目を履修することとする。
- ②修了評価試験において、100点満点中60点以上に達していること。

尚、上記の要件に満たない場合は、以下のとおり対応するものとする。

- ①の場合は、同内容による補講を有料にて実施する。但し、補講日時は、当法人が指定するものとする。
  - ②の場合は、有料にて補講を実施し、再試験を行うものとする。
- 但し、①、②の補講にかかる費用は、1回当たり、各2,000円とする。

#### 第11条 年間開講時期

年1回とする。(2月)

#### 第12条 受講手続き

別紙(受講申込書)を郵送もしくはファックスにて事務局に提出するものとし、先着順とする。

#### 第13条 受講料について

受講料は、テキスト代込みの40,000円(税別)とし、指定期日迄に、指定口座に振込(振込手数料は本人負担)か、当事務局にまで持参するものとする。

補講に関する費用については、補講日当日に現金にて納入にするものとする。

#### 第14条 守秘義務の徹底

講習会の運営者、講師その他関係職員は、業務上知り得た受講生の秘密を保持しなければならない。

#### 第15条 解約条件及び返金の有無

開講日前日迄に解約の申し出があった場合についてのみ、振込手数料及びテキスト代を除く金額を返金するものとする。

#### 第16条 その他

- (1) この運営規定に定める事項のほか、講習の内容等に関する事項は、特定非営利活動法人 さざなみの会と講習に係る講師間にて協議の上、行うものとする。
- (2) 受講希望者が5名に満たない場合は、開講を中止とし、受講生に対し開講の3日迄には連絡を行うものとする。尚、受講料納付済み者に対しては、全額を返金するものとする。

附則

この運営規定は、平成 28 年 1 月 15 日より施行するものとする。